［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

6　法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一　中小企業等経営強化法第十四条第一項（経営革新計画の承認）の承認を受けている会社

二　民事再生法第百七十四条第一項（再生計画の認可又は不認可の決定）の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

三　会社更生法第百九十九条第一項（更生計画認可の要件等）の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

四　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項（再生支援決定）に規定する再生支援決定を受けている会社

五　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項（支援決定）に規定する支援決定を受けている会社

六　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項（産業競争力強化法との関係）に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項（事業再編計画の認定）の認定を受けている会社

六　会社更生法第百九十九条第一項（更生計画認可の要件等）の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

七　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項（再生支援決定）に規定する再生支援決定を受けている会社

八　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項（支援決定）に規定する支援決定を受けている会社

九　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項（産業競争力強化法との関係）に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

十　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項（事業再編計画の認定）の認定を受けている会社

十一　合理的な経営改善のための計画（保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行等（法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。）、保険持株会社、銀行持株会社（銀行法第二条第十三項（定義等）に規定する銀行持株会社をいう。次条第二項第三十五号において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次条第二項第三十五号において同じ。）又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ　当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ　当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ　当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

［項を加える。］